

# 次世代研究者挑戦的研究プログラム

(SPRING: Support for Pioneering Research Initiated by the Next Generation)

～博士後期課程学生の挑戦を支援する～

令和 6 年度 公募要領

公募期間

令和 5 年 11 月 24 日（金）～12 月 25 日（月）正午



助成事業推進部

令和 5 年 11 月

本事業は、後年度の予算措置及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 に基づく特定公募型研究開発業務としての創発的研究推進基金の活用により実施するものであり、また、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）第 23 条第 1 項第 6 号に掲げる業務についての同法第 27 条第 1 項の規定に基づく資金（以下「大学ファンド」とします。）の運用益による実施を予定しています。国の財政状況等に鑑み、採択された事業計画の変更等をお願いする可能性があることに留意してください。

## ＜次世代研究者挑戦的研究プログラムのポイント＞

### （支援の内容）

- ・本事業は、「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献する人材を育成するため、次の 3 点を推進します。
  - i ) 博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援すること
  - ii ) 生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を複数年度に渡り安定的・継続的に整備すること
  - iii ) 優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材へと導くこと
- ・本事業は、大学ファンドの運用益等を基に事業を実施予定です。大学ファンドからの毎年度の助成総額は、大学ファンドの運用益の状況等を考慮しつつ決定されます。
- ・JST は、「研究奨励費（生活費相当額）」、「研究費」、「キャリア開発・育成コンテンツ費」及び「大学事務費」を支援します。
- ・JST は、本事業及び科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業で令和 5 年度以前に選抜された継続支援者について、不利益が生じないよう本公募の結果に関わらず着実に支援します。
- ・大学は、事業統括のリーダーシップのもと、大学独自に運営体制を整備し、博士後期課程学生に対する各種支援を実施します。
- ・大学は、プロジェクトを効果的に実施するため、キャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキルの習得、インターンシップ等）を企画・実施し、博士後期課程学生のキャリアパスの拡大に向けた整備を行います。JST は、その一助とするため「キャリア開発・育成コンテンツ費」を支援します。

### （留意事項）

- ・留学生を支援する場合は、イノベーションを創出し、日本の国際競争力強化に貢献するなど、如何

にして「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献するか十分に説明してください。また、その際には、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために、より多様な国・地域からの受入れを進めるよう検討ください。特に、令和5年は日・ASEAN 友好協力 50 周年であることに鑑み、当該諸国からの受入れを積極的に図ることとしてください。

- ・JST は、大学ファンドの運用益等予算の状況等を踏まえ、選抜学生数を毎年度見直します。
- ・JST は、定期的に「応募学生数、博士後期課程への進学数、就職率、学位取得後のキャリアの多様化」等、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の育成や増加に寄与しているかを確認し、その結果により、支援人数の増減や、場合によっては当該大学への支援の終了も検討します。
- ・大学は、可能な限り選抜学生（支援を受ける学生）全体で学年のバランスを取るように努めてください。
- ・大学は、研究費の使途について、研究費の計画的な執行も教育の一環であるという観点から学生に計画させてください（研究室等で使途に厳しい制限を掛けないこと）。
- ・大学は、自立的に博士学生支援を続けていくために独自の支援や取組を積極的に進めていただくことも必要です。大学にて検討を進めていただくようお願いします。
- ・大学は、全学的なビジョン達成のため、本プロジェクト（事業統括のもとで各大学において実施される博士後期課程学生支援の取組を総称するもの）の効果をいかに波及させるか、教育体制をどのように整備・充実させるかを念頭に置き、具体的な目標・計画を設定してください。

# 目次

<b>第 1 章 公募にあたって</b>	<b>7</b>
1.1 次世代研究者挑戦的研究プログラムについて	7
1.1.1 事業の目的と概要	7
1.1.2 事業の位置づけ	8
1.1.3 博士後期課程学生支援プロジェクト	8
1.2 申請を検討されている大学の方々へ	9
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	10
1.2.2 ダイバーシティの推進について	11
1.2.3 公正な研究活動を目指して	13
<b>第 2 章 公募・選考</b>	<b>14</b>
2.1 公募の対象となる取組	14
2.2 推進体制	15
2.3 公募期間・選考スケジュール	17
2.4 実施期間及び人数規模	17
2.5 支援額	18
2.6 他事業との重複	19
2.7 研究分野等	20
2.8 申請要件	21
2.9 申請の制限	22
2.9.1 事業内における重複申請の制限	22
2.10 対象となる博士後期課程学生及び支援期間	22
2.11 申請方法	23
2.11.1 申請書類	23
2.11.2 提出方法	23
2.12 全体の流れ	24
2.12.1 事業の管理・運営	24
2.12.2 事業全体の流れ	24
2.13 選考方法	26
2.13.1 選考の流れ	26

2.13.2 利益相反マネジメントの実施 .....	26
2.14 評価の観点 .....	27
2.15 各大学の協力事項 .....	28
<b>第 3 章 採択後のプロジェクト推進等について .....</b>	<b>30</b>
3.1 事業計画の作成、交付申請 .....	30
3.2 交付 .....	30
3.3 経理 .....	30
3.4 経費 .....	30
3.4.1 経費の使途 .....	31
3.4.2 支出できない経費の例 .....	31
3.4.3 間接経費 .....	32
3.5 評価 .....	32
3.6 事業統括の責務等 .....	33
3.7 大学等の責務等 .....	33
3.8 その他留意事項 .....	35
3.8.1 JREC-IN Portal のご利用について .....	35
<b>第 4 章 申請に際しての注意事項 .....</b>	<b>37</b>
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	37
4.2 不正使用及び不正受給への対応 .....	38
4.3 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	40
4.4 関係法令等に違反した場合の措置 .....	40
4.5 繰越について .....	41
4.6 費目間流用について .....	41
4.7 年度末までの研究期間の確保について .....	41
4.8 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について .....	41
4.9 研究設備・機器の共用促進について .....	41
4.10 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について .....	43
4.11 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	43
4.12 URA 等のマネジメント人材の確保について .....	44
4.13 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	44
4.14 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	46

4.15 社会との対話・協働の推進について .....	46
4.16 NBDC からのデータ公開について .....	47
4.17 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	48
4.18 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について .....	48
4.19 競争的研究費改革に関する記載事項 .....	48
4.20 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について ....	49
4.21 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	50
4.22 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	53
4.23 研究者情報の researchmap への登録について .....	54

## 第1章 公募にあたって

### 1.1 次世代研究者挑戦的研究プログラムについて

#### 1.1.1 事業の目的と概要

博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う存在ですが、近年、「博士後期課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士後期課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数及び進学率がいずれも減少傾向にあるなど、危機的な状況が指摘されています。

すなわち、①我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し、②博士人材が幅広く活躍するため従来の枠にとらわれない多様なキャリアパスの整備を進めることに、一刻の猶予もなくなりつつあります。また、このような現状に至る背景の1つとして、我が国の博士課程教育システム自身が、社会のニーズの変化を踏まえた戦略的な変革を十分に進められていないという構造的な課題があり、その結果、既存の枠組みを越えた挑戦的・融合的な研究も生まれにくくなっていることなども指摘されています。

次世代研究者挑戦的研究プログラム（以下「本事業」とします。）は、このような状況を打破するため、上記の①や②を一体として主体的に行う実力と意欲のある大学について、新たに大学の研究科や研究室など既存の枠組みを越えて優秀な博士後期課程学生の選抜等を行う事業統括を指名し、そのリーダーシップのもと、当該博士後期課程学生に対する様々な支援を実施・展開する大学の取組を国として支援するものです。

上記の観点から、事業統括は1大学につき1名とし、博士後期課程学生の育成に関する確固たる独自の構想と、既存の枠組みを越えた優秀な博士後期課程学生の選抜、並びに当該博士後期課程学生が主体的に自らの研究を行い得る研究環境及び多様なキャリアパスの形成に向けた支援の提供を、それぞれ確実に実施し得る知見と能力を有する事業統括による提案を厳正な審査の上で採択します。また、当該事業統括により選抜された優秀な博士後期課程学生は、自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念し、あわせて当該博士後期課程学生に対しては、生活費相当額及び研究費の支給や、キャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキルの習得、インターンシップ等）をはじめとする様々な支援が提供されます。若手研究者としての各学生の研究成果等のフォローアップも行います。

なお、これらの取組を円滑に実施するため、事業統括は、自身の業務遂行を支える運営チームを編成することとします。

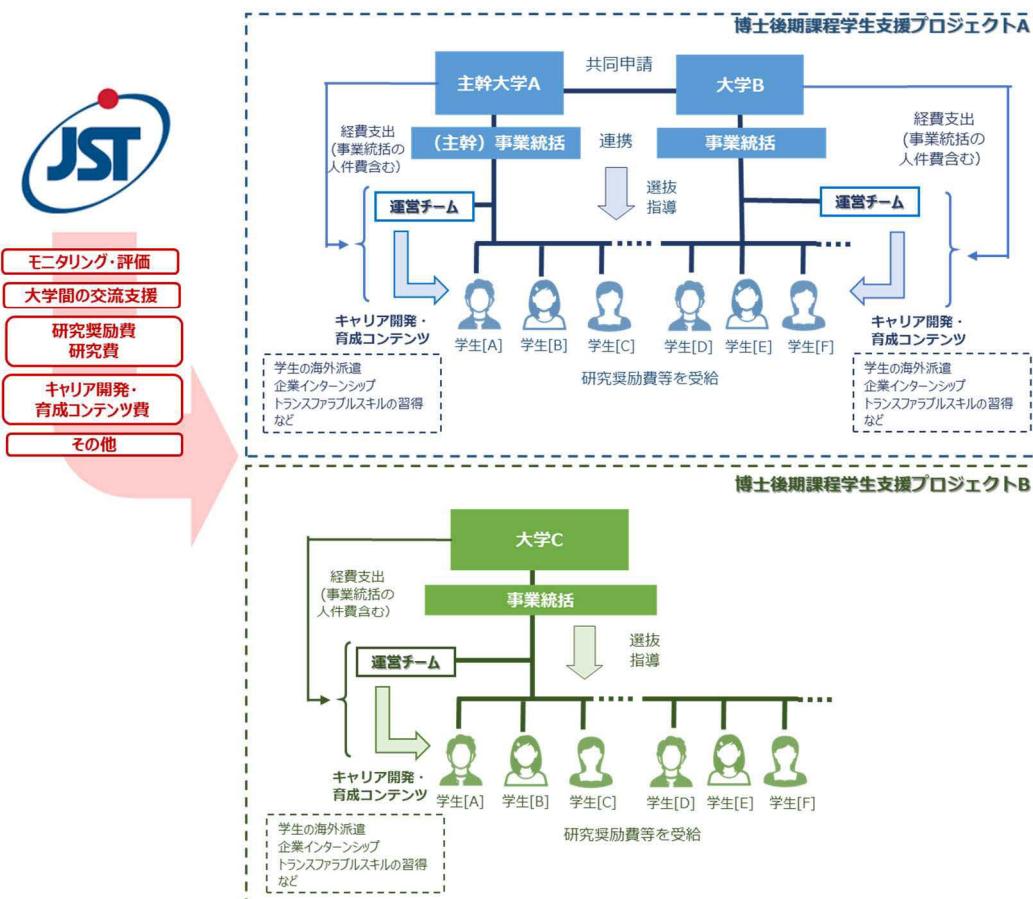
### 1.1.2 事業の位置づけ

本事業は、後年度の予算措置及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2に基づく特定公募型研究開発業務としての創発的研究推進基金の活用により実施するものであり、また、今後大学ファンドの運用益を基に実施予定です。

### 1.1.3 博士後期課程学生支援プロジェクト

博士後期課程学生支援プロジェクトとは、事業統括のもとで各大学において実施される博士後期課程学生支援の取組を総称するものであり、個々の博士後期課程学生ならびに学生の実施する研究とキャリア開発・育成コンテンツが一体的にマネジメントされることで、博士後期課程学生を様々なキャリアにおいて活躍できる博士人材へと導くことを目的とするものです。

個々の学生による活動だけでは実現できない研究力向上や研究者能力開発の成果を得るために事業統括はリーダーシップを発揮し、学生を相互に刺激し、キャリア開発・育成コンテンツを有効に活用するようなマネジメントを行うことで、卓越した博士後期課程人材を輩出することが期待されます。



大学の事務経費等に充てることができるのは、支援総額のうち3%以下であり、それ以外の事務経費等は措置されませんのでご注意ください。

## 1.2 申請を検討されている大学の方々へ

### ＜事業の見直しについて＞

本事業は、先に述べた様々な課題を克服するため、大学が主体性をもって優秀な博士後期課程学生の確保とキャリアパスの拡大に一体的に取り組むことを前提としています。このため、本事業においては、前述の強い危機感の下、実効性のある取組を行う実力と意欲がある実施主体を厳選し、定期的に取組状況を厳正に評価、公表するとともに、①個々の学生の優秀さや研究内容とは関係のない恣意的な配分が行われている、②本事業への応募学生数や博士後期課程への進学率、就職率等に改善が見られない、③学位取得後のキャリアの多様化に目立った進歩が見られない等、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の育成や増加への取組が不徹底な状況が認められれば、既に支援を受けている学生への支援に配慮しつつ、当該大学等への支援については、支援人数の削減や、終了も含めた見直しを行います。また、本事業全体の有効性についても客観的な把握を行い、十分な成果が挙げられるよう、不断の見直しを行います。

### ＜自主的な取組について＞

博士後期課程学生への支援については、大学が独自の支援や取組を積極的に行っていくことも求められます。

採択後の実施計画において現状及び今後の具体的な取組を記載いただきます。自主的な博士学生支援に関する今後の実施計画（スケジュール、学生数の規模、支援内容）の検討を進めていただくようお願いします。

### ＜プロジェクトの波及効果について＞

プロジェクトにおける取組や効果が全学的に波及していくことを期待します。このため、各様式に以下のような項目に係る目標値や達成に向けた取組について記載いただきます。なお、採択後に、採択された人数等に応じて再度計画を変更いただき、提出いただくことが可能です（その場合、修正された計画については、改めて確認をさせていただきます。）。

- ・博士後期課程の在籍者数、入学者数、志願者倍率及びそれらの増加率
- ・博士後期課程修了後（支援学生のみならず、全博士後期課程学生）の進路の詳細把握及び目標設定（就職者数・就職率及びそれらの増加率等）
- ・企業ニーズ等を踏まえたコンテンツの充実
- ・全学的な教育体制の整備・充実

- ・若手研究者を含む研究環境の整備・充実や若手研究者のポストの確保
- ・選抜学生の採択率（倍率）

＜新規事業との接続について＞

令和 5 年度補正予算案に計上されている国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成（次世代 AI 人材育成プログラム）にて、博士後期課程学生の支援を予定しております。詳細は検討中ですが概要は下記の通りです。

- 概要：緊急性の高い国家戦略分野として、次世代 AI 分野（AI 分野及び AI 分野における新興・融合領域）を設定し、人材育成及び先端的研究開発を推進
- 特徴：国家戦略分野の研究者層を厚くするため、同分野に資する研究に取り組もうとする博士後期課程学生に対して、十分な生活費相当額及び研究費をインセンティブ付与
- 支援期間：3 年間（※3 回募集の予定）
- 単価・件数：390 万円/年程度を基本とし、計 600 人程度に支援
- 支援対象：博士号取得を目指す博士後期課程学生

[https://www.mext.go.jp/content/20231109-app\\_dev02-000024735\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20231109-app_dev02-000024735_2.pdf) (15 ページ)

SPRING を推進している大学が上記新規事業に応募し採択された場合、SPRING 選抜学生の新規事業への移行を可能とする予定です。

#### 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

##### JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中心とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言<sup>※</sup>）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研

究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共に創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思います。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。



### 1.2.2 ダイバーシティの推進について

**JSTはダイバーシティを推進しています！**

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共

働くしてこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考え方の人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考え方のもと、JSTはダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通してSDGs等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

### 1.2.3 公正な研究活動を目指して

#### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## 第 2 章 公募・選考

### 2.1 公募の対象となる取組

#### 1) 博士後期課程学生による研究

事業統括のもと選抜された優秀な博士後期課程学生に、既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を実施いただきます。この環境確保に必要となる経費として、「研究奨励費」及び「研究費」を JST から大学に支援します。

- 博士後期課程学生が実施する研究について、融合性が高いことが望まれますが、博士後期課程学生支援プロジェクトの初期段階から融合性を求めることが困難なケースも考えられます。プロジェクトの推進を通じ、個々の学生が学際性や国際性を高める、あるいは産業界の視点を取り入れる等の幅を広げることにより、幅広い視野から俯瞰的に物事を見る能力を習得し、その結果、研究テーマが融合性の高いものへと発展していくことが求められます。
- 若手研究者でもある博士後期課程学生は、自由な発想をもって挑戦的に研究を実施することが望されます。事業統括は、このような学生の挑戦的な姿勢を阻害せず、より大きく可能性を広げていくようなマネジメントを実施することが求められます。

#### 2) 大学によるキャリアパス支援

大学には、博士後期課程学生支援プロジェクトを効果的に実施するため、博士後期課程学生に対して、キャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養（例：短期留学・海外派遣研修の実施等）、学際性の涵養、トランスファラブルスキルの習得、インターンシップ等）を提供いただきます。

JST は、その一助とするため、「キャリア開発・育成コンテンツ費」及び「大学事務費」を大学に支援します。

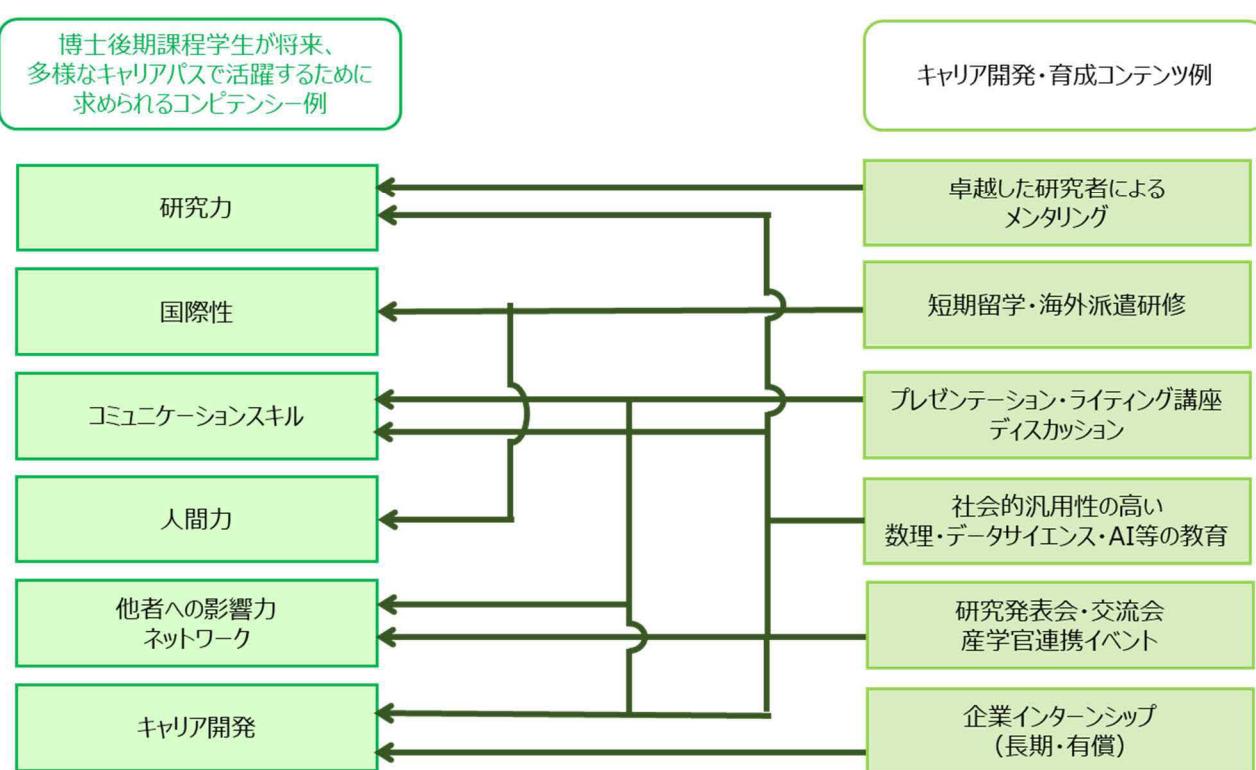
- キャリア開発・育成コンテンツは、博士後期課程学生に対して創発的な場を提供する等により、博士後期課程学生が将来、多様なキャリアにおいて活躍するために求められるコンピテンシー（※）を育成する取組です。

（※）職務や役割における基礎的な能力や専門知識・技術、ノウハウなど、優秀な成果を発揮するための行動特性

- これまで、各大学において整備してきたキャリア支援プログラム、大学院における副専攻プログラム等を活用し、事業統括のもと、これらを更に発展させることを想定しています。また、発展させたコンテンツ等が本事業の対象となっていない学生やポスドク等に展開されることにより、大学における研究者の能力開発につながっていくことが望されます。

- また、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）による国際的な融合研究拠点や、センター・オブ・イノベーション（COI）事業等の拠点事業におけるマネジメントシステム等を活用する、あるいはリーディング大学院、卓越大学院、人材育成コンソーシアム、世界で活躍できる研究者戦略育成事業、科学技術イノベーション創出に向けたフェローシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム等において開発された育成プログラム等を移植する等、他事業で得られた成果やノウハウを導入し、更に発展させることも期待されます。

### キャリア開発・育成コンテンツの例



- なお、各機関における博士後期課程学生のキャリアパス整備にあたっては、民間企業の運営する就職サービスを活用するなど、博士後期課程学生の個別の希望に応じた多様なキャリアパスの構築に努めてください。

※「研究やキャリアパス支援に係る取組」を検討するにあたり、「1.2\_申請を検討されている大学の方々へ（9ページ）」の記載内容も十分にご確認ください。

## 2.2 推進体制

各大学においてあらかじめ指名された事業統括が、博士後期課程学生支援プロジェクトの構想の

もと、専門分野の異なる博士後期課程学生の研究との相互触発（マルチディシプリナリー）を推進します。また、各大学は、キャリア開発・育成コンテンツを実施するため、事業統括のもとに運営チーム（※）を構築することが求められます。運営チームは、既存のキャリア支援のための組織や産学連携のための組織等を活用することも想定されますが、本事業の趣旨を踏まえ、部局横断的な組織であることなどが求められます。また、これら既存の組織と兼務することは妨げませんが、その場合であっても事業統括のもとバーチャルな体制を構築することが求められます。

（※）運営チームの例：URAや技術職員等の専門職を含めた他の教職員、産業界からの外部有識者等によるキャリア開発・育成コンテンツの企画・実施組織等。

### （1）事業統括

各大学においてあらかじめ指名された事業統括は、学生の選抜及び運営責任を担い、博士後期課程学生支援プロジェクトの構想、博士後期課程学生の選抜方法や選抜計画、キャリア開発・育成コンテンツ（海外派遣、企業インターンシップ等）の内容、運営チーム（プロジェクト統括の権限、URA等の支援者の配置等）の中長期的な計画を立て、活動を推進することとします。

### （2）事業統括に対する大学の役割

各大学は、事業開始時点で当該大学に所属する者のうち1名について、事業統括としてあらかじめ指名します。

あわせて、各大学においては、事業統括の円滑な業務遂行に資するよう、本事業の実施に関する事業統括の学内での地位・権限等を明確化するほか、事業統括に対して既存の枠組みを越えた全学レベルでの協力・支援が確保される体制を構築し、これを確実に担保していくことが求められます。

### （3）共同申請

既存の枠組みを越えて研究者を融合させ、挑戦性を伸張すべく、理系の単科大学と文系の単科大学の連携等、複数大学の連携による共同申請も推奨されます。共同申請を行う場合、以下の事項の遵守が必要です。

- ① 共同申請を行う各大学がそれぞれの事業統括をあらかじめ指名し、各事業統括は連携して他大学における学生の選抜にも主体的に参画する等、博士後期課程学生支援プロジェクト全体を協力して主導すること。
- ② 共同申請を行う事業統括のうち1名を主幹事業統括、主幹事業統括が所属する大学を主幹大学とし、主幹大学は事務等に関する全体調整の役割を果たすこと。

- ③ 上記①、②について、連携する全大学が合意していることを明らかにするため、採択後 3ヶ月以内を目処に大学間で協定等を締結し、JST に報告すること。
- ④ JST からの交付は、各大学へ行います。交付申請書に添付する博士後期課程学生支援プロジェクト計画は同一のものとし、同計画に複数大学の連携による実施であることを記載すること。

#### (4) キャリア開発・育成コンテンツの連携実施

本事業に申請する大学であって、共同申請を行わない大学間においても、キャリア開発・育成コンテンツを効率的に実施する等の理由により、キャリア開発・育成コンテンツの複数大学による連携実施が可能です。その場合の取り扱いは以下のとおりです。

- 申請時は採否が未定であることから、キャリア開発・育成コンテンツの連携実施を前提とした申請はできません。
- 採択決定後、以下の事項を満たす場合は、当事者間の合意によりキャリア開発・育成コンテンツの連携実施を可能とします。
  - ✓ 申請時におけるキャリア開発・育成コンテンツの内容を逸脱していないと JST が認めるこ<sup>ト。</sup>
  - ✓ 各博士後期課程学生支援プロジェクトにおける事業統括のガバナンスを阻害しないと JST が認めること。

### 2.3 公募期間・選考スケジュール

選考スケジュールは、以下の日程を予定しています。

- ・ 公募締切：令和 5 年 12 月 25 日（月）正午【厳守】
  - ・ 審査：令和 5 年 12 月下旬～令和 6 年 2 月頃
  - ・ 採択結果決定・通知・発表、事業統括による博士後期課程学生の選抜：令和 6 年 2 月以降
  - ・ 支援開始：令和 6 年 4 月頃（交付決定が遅くなる場合、4 月への遡及適用を予定しています）
- ※ スケジュールは、変更の可能性もありますのでご留意ください。
- ※ 採択結果決定では、申請の要望人数や事業予算額等を踏まえ、支援人数を決定し通知します。

### 2.4 実施期間及び人数規模

実施期間：目下、安定的な事業継続を行う予定です。その上で、選定された大学の取組状況や大学ファンドの運用益等予算の状況等を踏まえて、毎年度、継続を判断していきます。

支援人数：令和 6 年度採用分 約 10,800 人

（令和 6 年度から通常の課程修了までの期間、安定的・継続的に支援を実施いただくことを想定。博士後期課程学生 1 年（秋入学を含む）、2 年、3 年、4 年（4 年制のみ）の合計）

- ※ 国会で予算成立することを前提としています（令和 5 年度補正予算案及び令和 6 年度当初予算案）。
- ※ 大学は、可能な限り選抜学生全体で学年のバランスを取るように努めてください。なお、次年度の博士後期課程 2 年及び 3 年の学生を新規で支援することも可能です。
- ※ 令和 6 年度の採用枠には次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業の継続支援者を含みます。なお、継続支援者については不利益が生じないよう、本公募の結果に関わらず着実に支援します。
- ※ 令和 7 年度以降の採用枠は、前年度からの継続分と合わせ約 10,800 人規模を想定するものの、事業統括及び大学の取組状況や大学ファンドの運用益等予算の状況等を踏まえ、毎年度、見直します。
- ※ 国際卓越研究大学に認定及び体制強化計画が認可された大学は、本プログラムの支援対象外とする方向で調整される予定です。
- ※ JST は、定期的に「応募学生数、博士後期課程への進学数、就職率、学位取得後のキャリアの多様化」等、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の育成や増加に寄与しているかを確認し、改善等が見られない場合は当該大学への支援人数の削減や、支援の終了も検討します。取組が不徹底な状況が認められた場合も同様です。
- ※ 各大学において作成いただく将来の支援計画上は、10 年度程度の期間を見越して記載ください。

## 2.5 支援額

博士後期課程学生 1 人（1 枠）あたり、最大で 290 万円／年を支援します。

事業統括の責任において、研究奨励費（180 万円～240 万円／年・枠）、研究費（0 円／年・枠は不可）、キャリア開発・育成コンテンツ費、大学事務費（支援総額のうち 3 %以下）に分類ください。

- ※ 1 支援人数の単位を、期中の学生の入れ替わりを考慮して「枠」と称します。
- ※ 2 研究奨励費と研究費の合算は、220 万円／年・枠以上としてください。
- ※ 3 学部・研究室等によって研究に要する経費に幅があること等を踏まえ、大学の追加支出により支給額が 290 万円／年・枠を超えることも可能とします。

※ 4 研究奨励費と研究費は、他費目への流用はできません。キャリア開発・育成コンテンツ費は、その 30%を上限として研究奨励費や研究費へ流用することができます（その逆はできません）。なお、流用した場合でも、研究奨励費の上限（240 万円／年・枠）を超えることはできません。

※ 5 研究費のみ、必要に応じて次年度への繰越が可能です。

※ 6 各費目の残額を足し合わせ、計画よりも支援対象枠数を増やすことなどはできません。

## 2.6 他事業との重複

本事業は、優秀な博士後期課程学生に対する経済的支援の充実等を図るものであり、その背景には、令和 3 年 3 月に閣議決定された第 6 期科学技術・イノベーション基本計画に記載されているとおり、優秀な学生が経済的な側面やキャリアパスへの不安等の理由から博士後期課程への進学を断念する状況が、中長期的に我が国の競争力を削いでいるという危機感があります。この状況を開拓する上では、本事業において、優秀な学生が適切に選抜されるべきことに加えて、当該学生に対する公的な支援として国民の理解が得られるよう、その支援内容の妥当性・透明性が求められます。

こうした観点から、本事業においては、対象学生を設定することとしており、具体的には、下記の項目に該当する博士後期課程学生については、重複受給等を避ける観点から、本事業の対象とならないものとします。

- 「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の対象学生
- 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- 生活費に係る十分な水準（240 万円／年）の奨学金を得ている学生
- 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（※ 1）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生
- 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生
- 國際卓越研究大学に認定及び体制強化計画が認可された大学に所属する学生（調整中）

※ 1 生活費相当額として十分な水準は、他の事業等を踏まえ、240 万円／年を基準とします。

※ 2 生活費相当額ではなく、研究費を支援する事業等であれば、博士後期課程学生が当該事業等の支援を受けていても、本事業としては対象として差し支えありませんが、あらかじめ支援実施事業者に本事業との重複が可能か確認することが必要です。

なお、前述した本事業の背景に鑑み、優秀な学生が適切な待遇の下で研究等を進めていくことを奨励する観点から、本事業の対象学生についても、自身の研究活動に支障のない範囲で、所属する大学等において TA・RA 活動等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されません。ただし、当該

受給内容及び本事業との重複状況等について、本事業が公的な支援であることに鑑み、事業統括において適切に監督を行い、JSTに対する報告等を行うこととなります。

その他、本事業に選抜された学生は独立行政法人日本学生支援機構の特に優れた業績による奨学金の返還免除対象から外れることになります。

また、大学等が本事業実施前から行ってきた奨学金等の取組が縮小されるような場合（実質的に振り替わっていると認められる場合を含む）は、本事業の趣旨を損ねる事象として、改善勧告等を行うことがあります。

## 2.7 研究分野等

本事業では、博士後期課程学生支援プロジェクトが将来のイノベーション創出に資する可能性があるものであれば、研究分野等は指定しません。大学における研究力向上・博士人材育成の方針や理念、あるいは大学の強みや地域の強み等を考慮しつつ、参加する博士後期課程学生が共通の目標や関心を持つようなプロジェクトの構想を提案してください。

なお、大学における戦略的な重点研究の他、下記の例のような視点から、自然科学や人文・社会科学を含む分野横断型の博士後期課程学生支援プロジェクトの提案も望まれます。

### 【分野横断的な視点の例】

●研究領域の創成：多様な分野の博士後期課程学生の結集により、将来、大学において国際的にも先導できるような研究領域の創出とそれを担う研究者の育成を目指す。

●社会課題の解決：現在直面している、もしくは将来顕在化すると予想される社会課題に対し、多様なアプローチからその解決に資する初期段階の研究成果を得るとともに、将来的にその社会課題解決に貢献できる研究者の育成を目指す。

●産学・地域連携：幅広い基礎学問領域を基盤とし、産業界と連携した研究や地域の研究開発、技術力の向上に資する研究を実施する。

※ 1大学につき、1件（1名の事業統括）のみ申請が可能です。

※ 1プロジェクトにおける博士後期課程学生数に上限及び下限はありませんが、以下の観点で精査した人数であることが必要です。

①事業統括が運営チームとともに責任をもって適切な選抜を実施し、キャリア開発・育成コンテンツ等を遂行し、マネジメントできる学生数であること。

②本事業に係る事務体制に鑑み、円滑に事務業務を遂行できる学生数であること（本事業でいわゆる事務費として措置することができるは支援総額のうち 3% 以下まで）

## 2.8 申請要件

申請要件は以下のとおりです。

### (1) 事業統括の要件

- a. 事業統括となる博士後期課程学生支援プロジェクト提案者自らが、プロジェクトの構想を有し、その構想を実現するためにプロジェクトを自ら主導し、主体的な役割を果たすこと。
- b. 事業開始時に日本国内の国公私立大学に所属しており、事業統括として博士後期課程学生支援プロジェクト全体の責務を負うことが可能であること。
- c. 所属研究機関において、研究倫理教育に関するプログラムをあらかじめ修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを公募締切までに修了していること。

※ 詳しくは「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

### (2) 大学の要件

- a. 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。）ただし、博士後期課程を設置しているものに限る。また、学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。
- b. 各大学は、博士後期課程学生の育成プログラム、キャリア開発、相互啓発など、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアで活躍できる博士人材へと導く、大学独自の取組を行うことが可能のこと。
- c. 博士後期課程学生のキャリアパス整備にかかる取組においては、本事業の支援対象となる学生をジョブ型研究インターンシップのシステムへ登録（※1）すること。
- d. 各大学は、本事業に関する運営、事務処理の対応に責任を持つこと。
- e. 各大学は、参加する博士後期課程学生に対して実施期間中の専攻や研究室の異動等も可能とするポータビリティを確保（※2）すること。

（※1）ジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムへの登録が必要であり、学生アカウントをシステム上に作成することを求めております。学生が登録すると企業のジョブディスクリプション（業務内容、必要とされる知識・能力等）を閲覧することが可能となり

ますが、ジョブディスクリプションへの応募は学生の任意となります。

(※2) 博士後期課程学生の参加形態として、たとえば所属する研究室において指導教員のもと研究に従事しつつ、副専攻的に各プロジェクトに参加する形態が挙げられます。副専攻での学生の研究の進捗により、新たな分野や研究テーマに対する関心が高まるなど、適性に気づく場合もあり得ます。また、キャリア開発・育成コンテンツにより視野が拡がる等の成長も考えられます。これらにより、柔軟に研究環境を変化させたり、さらには研究テーマを変更したりすることが学生の将来に対し、適切であるケースもあり得ます。このため、参加する博士後期課程学生に対し、学生の希望に応じて以下のような措置を含めた柔軟な対応を探るようにしてください。

- 実施期間中の専攻や研究室の異動、海外・他大学での活動等について、学生から希望する意向が示された場合は、これを基本的に可能とするよう、ポータビリティを確保すること。
- 学生が海外の大学での研究を希望する場合は、その形態や期間等を踏まえた上で、可能な範囲で本事業を活用した支援を行うこと。
- 学生が他大学での研究を希望する場合は、その形態や期間等を踏まえた上で、大学間の調整により当該他大学に指導委託をするなど、可能な範囲で本事業の趣旨を踏まえて学生の研究環境の充実を図ること(この場合、学生の研究費等は、当該他大学に対し支出することになります。)。

## 2.9 申請の制限

### 2.9.1 事業内における重複申請の制限

本事業において、以下のとおり重複申請についての制限をあらかじめ明確化しています。本節において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。

- (1) 事業統括として 1 件のみ申請が可能です。
- (2) 共同申請を行う大学間で主幹事業統括と他の事業統括を互いに入れ替え、複数の申請を行うことはできません。
- (3) 同一人物が複数大学の事業統括を兼任することはできません。なお、他大学の博士後期課程学生支援プロジェクトに外部委員として参画することは可能です。

## 2.10 対象となる博士後期課程学生及び支援期間

令和 6 年度時点で下記のいづれかの大学院博士課程に在籍する者が支援対象となります。

- ①区分制の博士後期課程（第 1 年次～第 3 年次相当）に在学する者
- ②一貫制の博士課程（第 3 年次～第 5 年次相当）に在学する者
- ③後期 3 年の課程のみの博士課程（第 1 年次～第 3 年次相当）に在学する者
- ④医学、歯学、薬学又は獣医学系の 4 年制の博士課程（第 1 年次～第 4 年次相当）に在学する者

※1 各学生の支援期間は最大 3 年間（4 年制の場合は 4 年間）とし、標準修業年限を超える場合は、支援期間にかかるわらず、以降の期間は支援の対象となりません。

※2 ただし、留学・休学や出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします（原則 2 年間）。

※3 年齢要件は特に設けないものとします。

※4 留学生については、来日してから支援を開始することが可能です。

## 2.11 申請方法

### 2.11.1 申請書類

- ①申請書様式 1：申請書（PDF ファイル）
- ②申請書様式 1 の別添：プロジェクト概要スライド（pptx ファイル）

※ サイズは合計 20 MB 以下とすること。

### 2.11.2 提出方法

提出は電子メールにて行っていただきます。申請書類を「jisедai-application@jst.go.jp」宛てに提出してください。電子メール以外の方法では受理いたしませんので十分にご注意ください。

#### ※留意事項

- ・送信メールの件名は「（令和 6 年度申請）【次世代研究者挑戦的研究プログラム】事業統括所属機関名」としてください。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のズレを防ぐため、申請書は必ずテキスト検索できる PDF 形式（サーチャブル PDF など）のファイルで送信してください。プロジェクト概要スライドは、pptx 形式のファイルで構いません。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計 20 MB 以下でお願いします。
- ・メール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対しメールで返信します。メール送付から 2 日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。

さい。

- ・公募締切までに申請が完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、公募締切時刻以降の申請書の差し替え等には応じられません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、または、本公募要領や申請書の注釈に従っていない場合は審査対象とされないこともあります。なお、虚偽の記載があった場合は、採択後においても、採択が取り消されることがあります。

## 2.12 全体の流れ

### 2.12.1 事業の管理・運営

- (1) 本事業では、JST が本事業を適正かつ円滑に実施するために、「次世代研究者挑戦的研究プログラム委員会（以下「SPRING 委員会」とします。）」を設置します。
- (2) SPRING 委員会は、本事業の運営の他、審査、モニタリング、フォローアップ、評価等を実施します。

### 2.12.2 事業全体の流れ

初年度の流れを中心に記載しています。

#### (1) 申請 (締切：12月25日（月）正午（電子メールにより申請）)

- ・事業統括は申請書を作成し、「jisedai-application@jst.go.jp」宛てに、電子メールにより提出していただきます。
- ・申請書の受領後、JST より翌日中（土日祝日を除く）に受領確認のご連絡をいたします。



#### (2) 事前評価 (審査は12月下旬～2月頃)

- ・SPRING 委員会による書類審査の結果、実績と今後の計画が優れており、実行可能と判断できる申請については採択します。確認すべき事項がある申請については、面接審査を実施のうえ、採択または不採択とします。書類審査において、実績や今後の計画に問題があり、実行が難しいと判断できる申請は不採択とします。
- ・面接審査では、事業統括から説明いただきます。
- ・事前評価にあたっては、各機関の計画が本事業の目的（2ページ及び7ページ）に沿ったものとなっているかも含めて確認します。



(3) 採択 (2月以降)

- ・ SPRING 委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・ JST は事業統括に採否を通知します。  
※共同申請の場合は主幹事業統括に通知します。
- ・ JST のウェブサイトにて各大学の機関名、各事業統括の氏名、役職等を掲載します。



(4) 博士後期課程学生の選抜を踏まえた計画書の作成

- ・ 事業統括を中心に博士後期課程学生の選抜を実施していただきます。
- ・ 事業統括に、博士後期課程学生の選抜結果を踏まえた計画書を作成いただきます。



(5) 交付 (支援開始は4月頃)

- ・ 大学から提出された交付申請書及び計画書に基づき、JST より大学へ交付決定通知書を発します。
- ・ JST より大学へ支払いを行います。  
※本事業による助成金の交付については、別途定める本事業の助成金交付要綱に基づいて行います。



(6) 博士後期課程学生支援プロジェクトの実施

- ・ 事業統括のもと博士後期課程学生支援プロジェクトを推進します。
- ・ 年度ごとに博士後期課程学生支援プロジェクトの計画書及び報告書を提出いただきます。
- ・ JST は、中間評価を実施する予定です。
- ・ SPRING 委員会は、博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況についてモニタリングを行い、研究の実施状況やキャリア開発・育成コンテンツの実施状況について確認します。なお、留学生については「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献できるよう実施計画にてどのように取組んでいるかを併せて確認します。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために、より多様な国・地域、特に ASEAN 諸国からの受入れを進め

るよう検討ください。JST はモニタリングの結果のフィードバックを行います。

- ・ SPRING 委員会による進捗確認（進捗報告会、サイトビジット、報告書等）も適宜受けます。



## (7) 終了

- ・ 定められた期日までに、大学は完了報告書、交付関連の各報告書を JST に提出します。
- ・ JST は、事後評価、追跡調査を実施します。

## 2.13 選考方法

### 2.13.1 選考の流れ

「2.12.2 事業全体の流れ」を参照ください。

### 2.13.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

#### (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等（本事業では「事業統括」をいう。）に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

- 申請者等と親族関係にある者。
- 申請者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業における同一部門に所属している者。
- 申請者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- その他 JST が利害関係者と判断した者（申請大学や共同申請大学に過去 3 年以内に在籍していた者、他）。

## (2) 事業統括の利益相反マネジメント

事業統括は、博士後期課程学生支援プロジェクトの構想に基づき公平に学生を選抜すること。

例えば、事業統括の所属研究科の学生を優遇しているように見受けられるプロジェクトの提案等については、当該構想の妥当性、合理性等の観点から SPRING 委員会にて審議します。

### 2.14 評価の観点

審査にあたっては、提案された個別の評価項目に関する評価の観点を以下のとおりとし、評価を行う予定です。なお、申請書の作成にあたり、「1.2\_申請を検討されている大学の方々へ(9ページ)」の記載内容も十分にご確認ください。

#### 1. ビジョン

- ・事業統括が、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担い、活躍する優秀な志ある博士後期課程学生の育成や増加に寄与するビジョン（10年程度の中長期視点）を描いているか。
- ・博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスを整備するビジョンか。
- ・SDGs など社会のニーズの変化を踏まえた戦略的な変革が推進可能な博士課程教育システムを整備するビジョンか。
- ・将来、大学が自立的に博士学生支援を続けていくことが描かれたビジョンか。

#### 2. 現状

- ・大学のこれまでの実績に鑑み、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の選抜が見込めるか。

#### 3. 目標等

- ・事業統括は、ビジョンや SPRING で掲げた目標達成のための経歴や人脈、経験を有する者か。
- ・事業統括は、経営層（大学本部）より、適切な権限を委譲されているか。
- ・目標は、ビジョン実現のために達成すべきものとして適当と認められるか。
- ・問題や課題（問題を解決するためにやるべきこと）を抽出した上で、目標が設定されているか。

#### 4. 計画等

- ・プロジェクト計画（キャリア開発・育成コンテンツに加え、研究奨励費や研究費による研究支援含む）について、独自性や優位性、妥当性はあるか（特に支援を希望する人数が、所属する学生の数に鑑みて妥当な割合か）。

- ・プロジェクト計画（キャリア開発・育成コンテンツに加え、研究奨励費や研究費による研究支援含む）について、SPRINGで掲げた目標を達成するための実効的な計画となっているか。
- ・提案されたキャリア開発・育成コンテンツの内容に先進性や有効性、実行可能性はあるか。
- ・提案されたキャリア開発・育成コンテンツの内容が、社会のニーズに応えた・応え得るような内容か。
- ・提案されたキャリア開発・育成コンテンツの内容は、支援を受けるべき博士後期課程学生のニーズに応えた・応え得るものか。
- ・プロジェクト計画（キャリア開発・育成コンテンツに加え、研究奨励費や研究費による研究支援含む）について、SPRINGで掲げた目標を達成するための実効的な予算計画となっているか。
- ・大学の取組内容（過去実施分を含む）について、独自性や優位性、妥当性、実効性はあるか。
- ・我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生を支援する選抜方法及び計画になっているか。留学生は、より多様な国・地域、特に ASEAN 諸国からの受入れを進めるような計画になっているか。
- ・経営層（大学本部）、外部有識者が参画し、全学横断的な選抜方法及び計画になっているか。
- ・支援を希望する人数規模に対し、適切な選抜方法及び計画になっているか。
- ・経営層（大学本部）が運営に責任を持つ必要十分な体制となっているか。
- ・計画実行に必要十分な事業推進体制となっているか。
- ・計画実行に必要十分な事務体制となっているか。

## 2.15 各大学の協力事項

各大学からは可能な範囲で、現時点で想定している以下のイベント等への協力や実施を求めます。なお、事業実施上で有益であると認められる場合は、下記以外の協力を求める場合もあります。

### (1) 事業統括の交流会・意見交換会への参加

- ・本事業に参加した事業統括が大学横断的に交流を行う交流会の開催を予定しています。他大学の事業統括との交流を通じ、事業統括同士の相互触発やネットワーク作り、事業の改善を図ります。また、大学間の学生交流に繋がることも期待します。
- ・本事業に参加した事業統括と、SPRING 委員会との意見交換の場の開催を予定しています。事業運営における問題点や改善点について事業統括と委員が意見交換を行い、制度の改善を図ります。

### (2) 運営チームメンバー交流会への参加

- ・各大学のキャリア開発・育成コンテンツの企画・実施を担当する URA 等の運営チームメンバ

ーの交流会の開催を予定しています。

- ・各大学の支援メンバーは、自大学における取組を紹介し、グッドプラクティスの共有を図ります。また、大学横断的なネットワーク作りを図ります。

(3) 各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツの情報収集

- ・各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツに関する先導的な取組について情報収集します。
- ・収集した情報は JST のホームページ等で普及・展開し、各大学においてグッドプラクティスとして活用いただくことを想定しています。
- ・また、各大学は企業研究者や採用担当者等のレクチャー等をオンラインにより他大学の学生も視聴できるようにすることで学生と企業のマッチングの機会を広げる等、大学間の相互協力を図ります。

(4) 学生へのモニタリング調査

- ・JST では、各博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況等に関し、選抜学生に対して直接フォローアップを行うとともに、JST 担当部署への選抜学生からのアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、それらの結果を各博士後期課程学生支援プロジェクトの評価に直接活用します。各大学は学生にその旨を周知するとともに、学生に連絡可能なメールアドレスを確認し、JST に連絡してください。

(5) 育成効果の評価及び追跡調査

- ・キャリア開発・育成コンテンツによる育成効果の評価は、本事業に参加した学生の能力向上を実証するのに有益です。このため、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の育成や増加の効果について評価に取り組んでください。また、修了生については、その後のキャリアについて10年以上、追跡調査を行ってください。
- ・これらの育成効果の評価結果及び追跡調査の結果については、JST に情報提供をお願いします。 JST において、各大学における結果を取りまとめ、統計データとして発信する予定です。
- ・追跡調査には文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が運営している博士人材データベース（JGRAD）を利用することも可能です。本調査を円滑に進められるシステムであり、活用もご検討ください。

## 第3章 採択後のプロジェクト推進等について

### 3.1 事業計画の作成、交付申請

採択後、事業統括は助成金の交付申請書と令和6年度以降の全体を通じた計画書を作成し、事業統括の所属大学からJSTに対して交付申請を行います。計画書には、定量的な目標、予算執行計画や体制が含まれます。

- ※ 計画書で定める体制及び予算は、SPRING委員会によるマネジメント、評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、計画期間の途中で見直されることがあります。
- ※ 定量的な目標はJSTと協議の上、設定いただきます。

### 3.2 交付

交付申請を受け、JSTは交付決定通知書を発出します。共同申請の場合は、JSTは共同申請を行う各大学へ交付決定通知書を発出します。

### 3.3 経理

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理してください。また、これらの帳簿及び書類は事業最終年度の助成実施期間終了日から数えて5年間保存してください。

### 3.4 経費

JSTは交付決定通知書に基づき、研究奨励費、研究費、キャリア開発・育成コンテンツ費、大学事務費を、博士後期課程学生支援プロジェクト実施のための費用として事業統括の所属大学に支払います。なお、間接経費は措置されません。

※研究奨励費、研究費、キャリア開発・育成コンテンツ費、大学事務費：

博士後期課程学生支援プロジェクトを実施するための費用。

※独自に支出する費用：

大学の独自の取組として、研究奨励費及び研究費の追加支給やキャリア開発・育成コンテンツの拡充、支援体制の整備等が図られることは重要であり、それらの内容は事前評価や実施時のモニタリング・評価に際しての重要な判断材料となります。

他方、本事業の充実等の名目で、大学等が本事業実施前から行ってきた奨学金等の取組が縮小

されるような場合（実質的に、振り替わっていると認められる場合を含む）は、本事業の趣旨を損ねる事象として、改善勧告等を行うことがあります。

#### 3.4.1 経費の使途

研究奨励費、研究費、キャリア開発・育成コンテンツ費、大学事務費は、以下の使途に支出することができます。

予算費目	支出内容の例示
研究奨励費	・選抜学生に支給する生活費相当額
研究費	・選抜学生が研究に必要な設備・備品を新たに購入するための経費（取得価格10万円以上、かつ耐用年数1年以上） ・選抜学生が研究に必要な消耗品等を新たに購入するための経費（設備・備品に該当しない物品、書籍、研究用試薬・材料・消耗品等） ・選抜学生本人の海外・国内出張（資料収集、各種調査、打合せ、研究開発成果発表等）のための旅費（交通費、宿泊費、日当） ・選抜学生の研究への一時的参加者（被験者やフィールドワークの協力者等）のための旅費（交通費、宿泊費、日当） ・選抜学生の研究開発への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金 ・上記の他、選抜学生が自身の研究課題を実施するための経費（印刷費、複写費、現像・焼き付け費、通信費（切手、電話等）、運搬費、専用施設の借料、会議費（会場借料、会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類を除く）等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、ソフトウェアライセンス使用料、機器修理費用、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用）等）
キャリア開発・育成コンテンツ費	・キャリア開発・育成コンテンツ（専ら研究を目的としたものを除く）の準備・実施等のための経費（海外留学・海外派遣研修の企画・実施のための経費、インターンシップの企画・実施のための経費、トランスファラブルスキルの習得に関する企画・実施のための経費、キャリアパス開発に関する企画・実施のための経費） ・キャリア開発・育成コンテンツ（専ら研究を目的としたものを除く）の準備・実施等に必要な外部専門家等の招へい旅費（交通費、宿泊費、日当） 注）選抜学生の短期留学のための旅費等やキャリア開発・育成コンテンツへの参加のための経費も計上可能です。
大学事務費	・本事業のために用いる経費であって、研究奨励費、研究費、キャリア開発・育成コンテンツ費の何れにも該当しないもの 注）本助成事業の運営に必要な職員の人事費は計上可能です。

#### 3.4.2 支出できない経費の例

- ・事業目的に合致しないもの
- ・精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの（※）

(※) JSTでは、助成金交付要綱や事務処理説明書等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。詳しくは、以下の事業ウェブサイトに今後掲載予定です。

<https://www.jst.go.jp/jisedai/>

### 3.4.3 間接経費

本事業では、間接経費は措置されません。

## 3.5 評価

- ・JSTは大学における博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況について、個別の学生に対するJSTからの直接の意見聴取をはじめ、サイトビジット、進捗報告会、報告書等を含むモニタリングを行い、個々の学生による研究の実施状況やキャリア開発・育成コンテンツの実施状況等について確認します。
- ・確認の結果、研究やキャリア開発・育成コンテンツが申請内容と異なる等、改善が必要と判断される場合は改善勧告を発出し、計画の見直しを求めます。又、改善勧告後も改善が見られない場合は、事業期間中であっても、活動経費の減額や博士後期課程学生支援プロジェクトの中止・中断などの措置をとることがあります。
- ・特に重点的な評価項目として次のものを想定しています。
  - ① 「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献する可能性が高い人選がされているか。また、選抜学生数や応募学生数が適切であるか。留学生の場合、より多様な国・地域、特にASEAN諸国からの受入れとなっているか。
  - ② 選抜学生の学位取得後のキャリアが多様化されているか。留学生は卒業後の日本への定着と日本の国際競争力向上への貢献を視野に入れながら、「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献するキャリアに進んでいるか。
  - ③ 選抜学生の就職率が適切であるか、選抜学生のプロジェクトの満足度等。
- ・本事業で実施いただく修了生のキャリアに関する追跡調査において、情報把握が芳しくない場合もプロジェクトの評価に影響することがあります。
- ・JSTは、事業開始から4～5事業年度毎に中間評価を、事業終了年度に事後評価を実施予定です。また、評価結果は公表する予定です。
- ・JSTは、追跡調査を実施し、必要に応じて結果を公表します。
- ・上記のほか、JSTは、本事業に参画する各大学の取組及び成果の状況について、EBPM（Evidence

Based Policy Making) 及び説明責任の観点から関連のデータの把握を行い、これを大学名等とあわせて適宜公表します。

### 3.6 事業統括の責務等

(1)助成金が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に事業予算を執行する責務があります。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 研究費について、国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する運営チーム、選抜学生等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧 CITI））もしくは各機関が指定する研究倫理教育プログラムの受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

なお、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費等の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(2)本事業における各博士後期課程学生支援プロジェクトの全体の責任者は、各大学の事業統括が務めます（共同申請においては、プロジェクト全体の責任者は主幹事業統括が務めます）。各大学における学生の選抜及び博士後期課程学生支援プロジェクト、キャリア開発・育成コンテンツの運営について、全ての責任を負います。

### 3.7 大学等の責務等

博士後期課程学生支援プロジェクトに参画・協力する研究機関（大学等）は、博士後期課程学生による研究を実施する上で、研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない大学等における研究実施は認められませんので、申請に際しては、研究の実施を予定している全ての大学等（参画機関）から事前承諾を確実に得てください。

また、大学等は、本事業の趣旨を踏まえ、助成金の支給に関して、学内規程を整備してください。当該学内規程においては、不正行為対応ガイドライン等に鑑み、研究活動に関して研究不正の防止、不正疑惑発生時の対応を含め、選抜学生となる学生が果たすべき義務を記載するとともに、その義務の履修状況に対する大学の確認方法等も当該学内規程に盛り込んでください。

- a. 大学等は、JSTが提示する助成金交付要綱、事務処理説明書等を遵守しなければなりません。遵守できない場合、もしくは当該大学での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該大学における研究実施は認められません。
- b. 大学等は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正）」に基づき、大学等の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、研究費の適正な執行に努める必要があります。また、大学等は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.20（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（49ページ））。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- c. 大学等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、大学等の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、大学等は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.21（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（50ページ））。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

- d. 大学等は、研究参加者に対して、上記b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JSTが定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 大学等は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、各機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JSTが定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 大学等は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が大学等に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

- g. 大学等は、JSTによる経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 大学等は、事務管理体制に係る調査等によりJSTが指定する場合は、助成金の支払い方法の変更や助成金の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JSTの中長期目標期間終了時における事業評価によりJSTの解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、期間中の交付中止や助成金縮減の措置を行うことがあります。また、プロジェクトの中間評価等の結果を踏まえて、助成金の増減や交付期間の変更、プロジェクト中止等の措置を行う場合があるほか、プロジェクトの継続が適切でないとJSTが判断する場合には、期間中であっても、交付中止等の措置を行うことがあります。大学等は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 大学等が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該大学等が交付決定通知書を受理するにあたっては、大学等の責任において助成金の支払いまでに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、助成金の支払い後に必要な手続きの不履行が判明した場合、交付中止、助成金の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JSTは、新規採択のプロジェクトに参画しあつ大学等に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました。大学等は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴いJSTは、当該研究者等がJSTの督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、助成金の全部又は一部の執行停止を大学等に指示します。指示にしたがって助成金の執行を停止するほか、指示があるまで、助成金の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等について、JSTとの助成金交付要綱、事務処理説明書に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 助成金の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、事業期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

### 3.8 その他留意事項

#### 3.8.1 JREC-IN Portalのご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人

材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間2万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN PortalのWeb応募機能等を利用して、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に不可欠な高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）を探すことができます。

また、JREC-IN Portalはresearchmapと連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmapに登録した情報を用いて簡単に求人情報等への応募書類を作成できます。

是非JREC-IN Portalをご活用ください。

## 第4章 申請に際しての注意事項

### 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

事業統括は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが申請要件となります。修了していることが確認できない場合は、申請要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（1）～（2）のいずれかにより行ってください。

#### （1）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを申請時点で修了している場合は、申請様式の該当箇所にて、修了していることを申告してください。

#### （2）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を申請時点で修了している場合は、申請様式の該当箇所にて、修了していることを申告してください。

##### b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、申請様式の該当箇所にて、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 衍+ARD）を申告してください。なお、大学独自の研修を受講した場合はその番号を申告してください。

#### ■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

■申請に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 助成事業推進部

E-mail : [jisedai-application@jst.go.jp](mailto:jisedai-application@jst.go.jp)

※メール本文に事業名（SPRING）、事業統括名、博士後期課程学生支援プロジェクト名を記載してください。

なお、JST では、事業統括について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。このため、採択の場合は、「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

また、運営チーム及び選抜学生については「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元もしくは各機関が指定する研究倫理教育プログラムを受講・修了いただきます。受講について周知徹底し、学内公募時の応募要件や採用条件に加えるなどの対応も検討してください。

#### 4.2 不正使用及び不正受給への対応

助成金の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」とします。）については以下のとおり厳格に対応します。

##### ○助成金の不正使用等が認められた場合の措置

###### （i）助成金の使用の一時停止等の措置

不正使用等が認められた博士後期課程学生支援プロジェクトについて、助成金の使用の一時停止を行い、助成金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の交付を実施しないことがあります。

###### （ii）申請及び参加<sup>※1</sup>資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った者等（共謀した者も含む。以下「不正使用等を行った者」とします。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等を行った

者、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した者を指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3.4
不正使用を行った者及びそれに共謀した者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 1以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2~4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した者及びそれに共謀した者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った者 ※2		善管注意義務を有する者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起

算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### （ⅲ）不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った者や、善管注意義務に違反した者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された者については、当該不正事案等の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページ URL を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

## 4.3 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和 6 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 5 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

## 4.4 関係法令等に違反した場合の措置

博士後期課程学生支援プロジェクトを実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、助成金の配分の停止や、助成金の配分決定を取り消すことがあります。

#### 4.5 縹越について

研究費について、事業の進捗に伴い、事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繢越を認める場合があります。

#### 4.6 費目間流用について

研究奨励費と研究費は、他費目への流用はできません。キャリア開発・育成コンテンツ費は、その30%を上限として研究奨励費や研究費へ流用することができます（その逆はできません）。

#### 4.7 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費等において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

#### 4.8 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

本事業では、間接経費は措置されません。

#### 4.9 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそも研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2023」（令和5年6月9日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を

図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日 閣議決定）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略2023」（令和5年6月9日 閣議決定）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougesenryaku/togo2023\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougesenryaku/togo2023_honbun.pdf)

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

（令和5年5月24日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r50524.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf)

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

（令和2年9月10日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）

[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月策定）

[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanken01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf)

【参考：概要版 YouTube】[https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)

- 「大学連携研究設備ネットワーク」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」  
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」  
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

#### **4.10 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について**

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士後期課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

#### **4.11 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について**

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本事業に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）に

より、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

#### 4.12 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と待遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれでは本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。

#### 4.13 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」とします。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技

術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022年5月1日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、当該プロジェクトの全部又は一部を停止する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照してください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
   
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
   
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
   
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
   
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター
   
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）
   
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

#### 4.14 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」とします。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付で 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該プロジェクトを含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））
   
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

#### 4.15 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我

が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上の研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、可能な範囲で積極的に取り組むようお願いします。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められていますが、JSTで提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

#### 4.16 NBDCからのデータ公開について

JSTのバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンス統合推進事業（<https://biosciencedbc.jp/>）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成25年1月17日）でも、NBDC（現 NBDC事業推進部）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://integbio.jp/dbcatalog/"><u>https://integbio.jp/dbcatalog/</u></a>
2	構築した公開用データベースの収録	生命科学データベース	<a href="https://dbarchive."><u>https://dbarchive.</u></a>

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
	データ	スアーカイブ	<a href="https://biosciencedbc.jp/">biosciencedbc.jp/</a>
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.biosciencedbc.jp/">https://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>

#### 4.17 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST SPRING, Grant Number 10 行の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 行の体系的番号は、「JPMJSP+数字 4 行」です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST SPRING, Japan Grant Number JPMJSPxxxx.

【和文】

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSPxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

#### 4.18 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

#### 4.19 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦

略 2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

#### **4.20 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について**

（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

（2）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の助成金の交付に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」とします。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、令和 6 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 6 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、交付決定通知発出日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

※注意①：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

※注意②：文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けて資金を管理している機関は、継続して管理している間、毎年度 12 月 1 日までにチェックリストを提出することが必要です。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

#### 4.21 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について  
研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定) (※) を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の助成金の交付に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」とします。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、令和6年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和6年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、交付決定通知書発出日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

（3）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（i）助成金の使用の一時停止等の措置

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん、濫用）が認められた場合、事案に応じて、助成金の使用の一時停止等を行い、助成金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の交付についても実施しないことがあります。

（ii）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等によ

り、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」とします。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」とします。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間*
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年
	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの 5~7年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの 3~5年
	上記以外の著者	2~3年
		2~3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年

はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年
-------------------------	--	------

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

## 4.22 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に参画する事業統括、運営チーム、選抜学生は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

採択後、交付決定手続きの中で、事業統括は研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し内容を理解したことを確認し、さらに運営チーム、選抜学生全員に対して研究倫理教育及びコンプラ

イアンス教育の受講について周知徹底することを約する文書を提出することが必要です。

#### 4.23 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者情報データベースとして 30 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

**【ウェブサイト】**※最新の情報を掲載していますので、あわせてご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/jisedai/>

**【問い合わせ先】**※審査経過や採択に関する問い合わせには、一切応じられません。

国立研究開発法人科学技術振興機構

助成事業推進部

E-mail : [jisedai-application@jst.go.jp](mailto:jisedai-application@jst.go.jp) [募集専用]